

## 社会福祉法人 北アルプスの風 理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 北アルプスの風（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

### (理事及び評議員の報酬)

第2条 継続的かつ定期的に就業する理事の報酬は、法人の業績、個人の役割、職務内容等を総合的に勘案・評価し別表に定める範囲内で報酬を支給する。

2. 前項に該当しない理事が理事会、評議員会へ出席した時、その他法人業務へ携わったときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者は除く。
3. 評議員が、評議員会、その他法人の業務へ携わったときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、定款8条に定める1人当たり各年度の報酬総額50,000円を超えてはならない。

### (監事の報酬)

第3条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支給する。

- 2 監事が、理事会、評議員会へ出席した時は、別表に定める報酬を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 別表に定める常勤理事に対する報酬等の支給時期は、当月1日から当月末日までの分について、翌月20日に支給する。

- 2 別表に定める非常勤理事、評議員、監事に対する当年度（4月1日から3月31日）の報酬は、当該定時評議員開催時の翌月20日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。
- 4 報酬は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、本人が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより報酬の支払いを行う。

### (改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は平成29年 6月19日から施行する。

この改定は平成31年 4月 1日から施行する。

## 別表

名 称	報 酬
常勤理事報酬（第2条1項に定める報酬）	月額1,000,000円以内
非常勤理事（第2条2項に定める報酬）	日額5,000円
評議員（第2条3項に定める報酬）	日額5,000円
監事（第3条1項に定める報酬）	日額30,000円
監事（第3条2項に定める報酬）	日額5,000円